

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した「平成28年熊本地震」により、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生し、熊本県内においては今も「終わりになき余震」が続いている。

地震発生直後から、国をはじめ関係者の協力を得ながら県を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しい本県や県内市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

県の基金は、5月補正予算までに災害対応のための災害救助基金及び災害基金が相次いで底をつき、さらに、熊本地震復旧等予備費（第一陣）に対応した6月補正予算により、財政調整用の基金（財政調整基金、県債管理基金、県有施設整備基金）も枯渇した。

しかも、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が行えない。また、市町村は県よりもさらに脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月10日

熊本県議会 議長 吉 永 和 世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様